

平成 31 年度リエゾンセンター事業計画

○ 基本方針

知的財産本部リエゾンセンターは、平成 19 年 4 月に本学と社会・地域との橋渡しを行い、共同研究、受託研究、補助金等の外部資金獲得及び本学の教育研究の成果を社会へ還元し、文化・産業の振興に寄与することを目的に設置された。

本学は、平成 29 年度に創立 120 周年の節目を迎え、看護学部を新たに開設し、医・歯・薬・看護の 4 学部からなる真の医療系総合大学となった。

したがって、リエゾンセンターは、医療系総合大学として最先端の研究を展開し社会的要請の強い課題に積極的に取り組み、本学が使命とする教育・研究・医療を通じた社会貢献の更なる推進に向けて、知的財産マネジメント及び産学官連携推進の体制を強化し、組織的かつ戦略的に活動を行う。

○ 事業計画

I. 知的財産管理活用について

1. 相談窓口機能と発明の発掘

- ・単独研究とともに共同・受託研究や競争的資金を用いた研究によって生み出された成果を知的財産として保護するために、ワンストップの相談窓口機能をセンターに継続的に整備するとともに、発明相談会等をとおして知的財産専門家と協力した積極的な知的財産の掘り起こしに努める。

(平成 27 年度～平成 30 年度の実績による平成 31 年度の出願予測件数:9 件)

2. 発明の権利化支援と権利の維持管理

- ・発明は業務提携をしている(株)東北テクノアーチによる技術評価(特許性評価)及び市場調査(技術移転(ライセンス)可能性評価)を基に精査し、発明者と知的財産専門家とのスムーズな調整を図ることで強い権利の獲得を目指す。併せて技術移転先の検討、権利の維持管理を徹底する。

(平成 31 年度出願審査請求件数:単願 3 件(内 PCT1 件)、共願 2 件)

3. 発明の技術移転・事業化支援

- ・展示会やマッチングイベントでの積極的な広報活動をとおして、発明を企業等へ技術移転できる機会を発明者に提供する。
- ・各種契約交渉においては専門家と協力して技術移転先との相互利益に努め、連携企業による上市によって社会貢献を図る。

4. 知的財産に関する啓発・人材育成

- ・各学部等の教員を対象として、基礎的な部分と併せてそれぞれの分野に特化した知的財産セミナー等を開催し、知的財産に関する理解を深める場を提供するとともに、職員の知的財産に関する知識の向上を目的に、各種セミナー等への参加を計画的に行う。

II. リエゾン（産学官連携）活動について

1. 研究成果の情報発信

- ・本学の研究力やシーズの PR を目的に、国内外のライフサイエンスやバイオ技術に関する展示会等に積極的に出展する。

【出展予定展示会】

- ① Bio tech 2019（東京ビッグサイト）：平成 31 年 6 月下旬予定
- ② イノベーションジャパン 2019（東京ビッグサイト）
：平成 31 年 8 月下旬予定
- ③ いわて産学官連携フォーラム「リエゾン I マッチングフェア」2019
：平成 31 年 11 月予定

2. 外部機関主催の関係会議等へ出席

- ・いわて産学連携推進協議会（リエゾン-I）会議
主催：いわて産学連携推進協議会（リエゾン-I）
- ・岩手県イノベーション創出推進会議及びワーキンググループ会議
主催：岩手県政策地域部科学 ILC 推進室
- ・いわて医療機器事業化研究会
主催：公益財団法人いわて産業振興センター
- ・TOLIC（東北ライフサイエンス・インスツルメンツ・クラスター）企画会議
主催：東北ライフサイエンス・インスツルメンツ・クラスター

3. 医工連携の推進

- ・いわて医療機器事業化研究会及び TOLIC 企画会議に参加し、医療機器産業参入に際しての支援について本学のリソースをアピールする。
- ・大阪商工会議所等の外部機関主催の医薬品及び医療機器メーカーとのマッチングイベント等の産学官連携事業へ積極的に参加し、協力関係の構築を目指す。
- ・本学教職員に対して、「リエゾン-I（いわて産学連携推進協議会）研究シーズ集 2019」から他研究機関のシーズを積極的に紹介し、県内の研究機関及び企業とのマッチングを行う。

4. 橋渡し研究(translational research: TR)の人材育成・啓発

- ・橋渡し研究の啓発を目的に、外部講師を招聘し、全学を対象としたセミナーを開催するとともに、学部生及び大学院生に対して橋渡し研究に関する講義を継続して行う。

5. 岩手県「革新的医療機器等開発事業」の継続支援

- ・革新的医療機器等開発事業（6 事業実施：平成 27 年度終了）にて開発を行った 1 事業が医師主導第一相治験を平成 29 年度に終了し、平成 31 年度に医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ薬事承認申請予定であることから、当該事業の進捗マネジメントを引き続き行う。

6. 利益相反管理による適切な産学連携の推進

- ・産学連携の推進・持続的な成長を図るために必要な利益相反管理を実施する（利益相反マネジメント委員会の実施：1回/月）。
- ・利益相反に関する基礎的な理解を深めるために必要なセミナーを開催する。